



議会日誌

(4月28日～7月28日まで)

- 5月●
 - 12日 議会運営委員会
 - 24日 文教厚生委員会
 - 25日 総務委員会
 - 31日 議会運営委員会
全員協議会
- 6月●
 - 7日 議会運営委員会
全員協議会
 - 7日～22日 令和4年第2回定例会
 - 13日～14日 議案審査特別委員会
総務委員会
 - 13日 文教厚生委員会
産業建設委員会
議会運営委員会
全員協議会
 - 22日 議会運営委員会
全員協議会

議会を傍聴して 市の動きを知りましょう!

令和4年第3回定例会は、8月30日(火)から9月21日(水)までの23日間で開会予定となっております。
本会議は、どなたでも自由に傍聴することができますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、傍聴席を制限させていただきます。ご了承ください。



●7月●

- 10日 市議会議員補欠選挙
- 20日 議会運営委員会
- 21日 議会だより編集特別委員会
- 28日 議会だより編集特別委員会

令和4年度第2回定例会の議場での傍聴者数は、41名、また、インターネットLIVE中継へのアクセス数は2,022回でした。
(本定例会では新型コロナウイルス感染症拡大防止のため傍聴席を制限させていただきました。)

令和4年7月10日にかすみがうら市議会議員補欠選挙が執行されました。
当選されました3名の議員につきまして、本紙9ページに紹介記事を掲載しております。



補欠選挙とは?

豆辞典

補欠選挙とは、地方公共団体議会の議員の辞職等により生じた欠員を補充するための選挙です。
市町村議会議員の補欠選挙は、繰上補充により当選人を定めることが出来ない場合、議員の欠員が所定の数に達したときに行われます。具体的には、欠員が当該選挙区の議員の定数(選挙区がないときは議員の定数)の6分の1を超えたときです。なお、欠員が所定の数に達しなくても、当該選挙区で他の選挙が行われるときは、その選挙と同時に補欠選挙が行われます。ただし、補欠選挙は、その欠員が当該議員の任期終了前6カ月以内のときに行われませんが、在任議員が定数の3分の2に達しなくなったときはこの限りではありません。補欠選挙の期日は、事由発生の日から50日以内に選挙管理委員会が選挙の期日を定め、告示して行うことになっております。なお、補欠選挙により議員となった者の任期は、前任者の残任期間となります。
(参考) 地方議会運営辞典

編集後記

厳暑の候、皆様におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。
新型コロナウイルス感染症の第7波は感染のスピードが速く、すでに新規感染者数が一日あたり二十万人に上るなど、第6波のピークを大きく上回る勢いであります。編集委員一同、改めて気を引き締め、状況を注視しているところではありますが、皆さまにおかれましても、引き続き感染症対策を講じるとともに、暑さに注意していただき、健やかに過ごされますよう、お祈り申し上げます。
議会だより編集特別委員会副委員長 小倉博

ご意見をお寄せ下さい